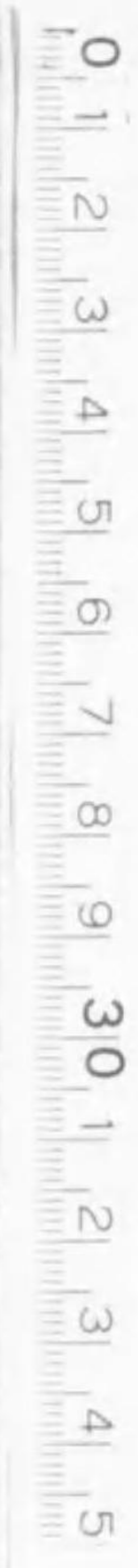


279
77



原始
文様集

第八
輯



始



原始文様集解説

第八輯

(71) 方形土器

方形土器は、先にも之を紹介せしことあり、古墳發掘土器に殆んど類を見ざる型式といふべく、自由なる石器時代人の技術を想ふべし。四側面は同一文様にて描かれたり。即ち長方形に劃し、略ぼ中央にて二並行線を縦に引いて、左右二區にその方格を分ち、而して左右略ぼ同様に文様を描き、或は繩文の地文を残し、或は之を磨り消したり。底部は簡單に中央に圓形を描き、之を圍んで内曲をなす様に隅取の線を引けり。瀟細たる文様見るべし。高さ一寸七分、底徑二寸五分。

(72) 急須形土器

急須形土器としては、最も整齊せる外形に發達せるものといふべし。口部は外にひろがり、恰かも急須の口に、皿を載せたるが如くし、耳を複雑にせり。文様繊細を極めしものといふべく、帯文様に作られし凸文は植物に資料を求

(1) 第八輯解説

めしものともいふべく、又は所謂唐草文に多少の影響を受けしものとも見るべし。面よく磨かれたり。

(73) 壺形土器

寶ヶ峯遺蹟發見の土器は、之を屢々本文様集に紹介せり。その土器は、或は外形に於いて頗る珍とすべきものあり。而して施されたる文様には、普通原始文にある繁冗さを削ぎ、一線一點、流水のその如く流れ、優に而して簡潔に富めるものあるは注意に値す。本土器文様の如き、部類に入れりといふべく、簡にしてしかもその曲線に、ところ、力を失はず、優雅を失はず、その技術、ならずといふべし。地は密なる滑齒文に描かれたり。圖版に於いて、右膏にて補ひしところを示すべく着色せり。

(74) 急須形土器

急須形といはんよりは、寧ろ土瓶形に近きものといふべし。注口部に缺失あり。底が著るしく小さく且つ細まりて、安定を缺くは注意に値す。石器時代の土器は、その多くが底大きく且つ平らにして、安定性あるを寧ろ特徴とすべし。しかるに一面彌生式土器又は所謂陶器に於ては、寧ろ安定

大正
13.7.26
内室

性を缺くもの多きが如し。しかるに本土器は、前述せるが如く、底細まりて、殆んど土胎を立たすべからず、これ全く安定性を缺けるは、本土器年代考定の根據となるべきものならん。

本土器は口縁部に耳あり、その間には繩文を強く押せり。腹部の文様は、凸文を以てし、之に刻み目をつけたり。その刻み目、或は細かく、或は粗に、之を交へて、變化をはかれり。而して外觀、編目文をなせるは、施文の起源、容器の編み物たりしを模せしものともいふべきか。底部に近づいては、繩文を押せり。

(75) 鳥形土器

全體黒色にして光澤あり、長さ五寸二分、腹部に於ける高さ二寸二分あり、一方に口を有するのみにして、他端は之を有せず、しかも其の尖端は平面にして稍凹まり、且つ少しく傾斜し居れり。其の外形を見るに、一見して、鳥形をせるを注意すべし。頭部を有せずして、必ず之を鳥形なりと主張すべきものなきも、しかも鳥形に意匠の起源を有せりといふ想像を禁じ得ざるものあり。本遺物に就いてかつて「手にて之を握り、拇指の頭部を其の傾斜せる一端に當て、以て流動物を飲む用に充てしものなるべし」(人類

學雜誌二八ノ六)として、鳥形説を否定して、用途より生まれし形なりと推定せられし説あるも、余を以てせば、鳥形を寫せると共に、用途より更にその形を整へたりと解するの妥當なるを思ふ。文様は磨り消し文を用ひたり。

(76) 瓶形土器

共に龜ヶ岡發見の土器にして、圖版上層のものは、口部を缺失せしも、現存部にて高さ二寸五分、面よく磨かれて平滑、文様は所謂磨り消し文の手法を傳へたりと見るを得べきも、しかも施文に當つては、その磨り消しの手段を採らず、直ちに無文の地に刻文せり。上下二帯の帶文様は、一見、かの植物を資料とせしものと思惟せらる、唐草文に著るしき類似を示して、而して雄渾の氣魄に富めるは、注意すべき事實なるべし。

圖版下部のものは、完形せり、高さ四寸三分、上中下三段に凹文を以て帶文を施し、地を繩文とし、其上段に曲線文を凹刻せり、文様は曲線を自在に驅使せるのみにして、直線せし資料はなかるべきも、流麗の一線又一線、頗ぶる成功せるものあり。

(77) 瓶形土器

彼が流麗典雅の趣あるに、此が稍繁冗退嬰の風を帯びたるは看過すべからざる事實ならんか。事はとまれ未だ體積を用ひず、所謂手捏ねの時代にして、高さ二尺に近き大形の作られしは、極めて稀なりし事實ならんも、亦注意に値す。

(79) 臼形耳飾

我が石器時代人が、臼形耳飾を用ひし事實は、發掘せられし人骨の耳朵の邊と覺しき所に於いてこの種遺品の發見せられし事實及び南洋土人等にこの種耳飾を用ひし例あるに見て、之を肯定し得べし。されど大形にして、徑二三寸にも近きものを耳朵に飾りしといふも、之を信んぜざるもの多からん。されど南洋土人には、耳朵を漸次變形して、その穿孔の徑三寸に近きものにせる例往々あるを見ては、必しも我が臼形耳飾の頗ぶる大形のものか實用せられしを疑ふの必要なかるべし。

(80) 壺形土器

圖版向つて右のものは、口部を缺失せり。文様は地を繩文とし、口部に近く上下に帶圈を繞し、下に三角を複線として倒さして並べしが如くに作り、その上縁に、三角形の底邊の中央に於いて相合ふ様に、弧を連ねたり。

(78) 壺形土器

上部を缺失せり、所謂厚手式土器の一種なるべきも、其の凸文の手法に一種の特徴あり、さきに沼津貝塚發見のものにして此の種の文様のものを紹介せしが、それと相俟つて、此の種凸文が、陸前地方に行はれしことあるを物語り、一種の地方色を示せるものといふべし。本土器の底部は、腹部と直角をなすが如くに作られて、全く安定せり。腹部の文様は、簡單に渦文を十字文の中心とせるが如くに置き、著るしく之を浮出させたるのみ。極めて簡單なるも、器の外形と、地の繩文と相映發して、一種典雅の趣あり、圖版向つて左上は、口部の文様を示す。

繩文土器中、最も大形のものといふべく、高さ一尺八寸(現在部にて)、口徑一尺二寸、底部を缺けり。我が繩文土器が、甲斐・信濃の如き山地に入つては、その手法の一種たる厚手式のもの著るしく發達せしめ、顔面把手の如きものを作りしことは、注意すべき事實なるべし。本土器の如きは、その發見地が信濃なるに於いて、而して厚手土器の尤なるものなるに於いて、而して大きな著るしき點に於いて、最も注意すべきもの一たらん。而して之を同じく厚手式土器なりといふも、前圖版陸前のものと比較して、

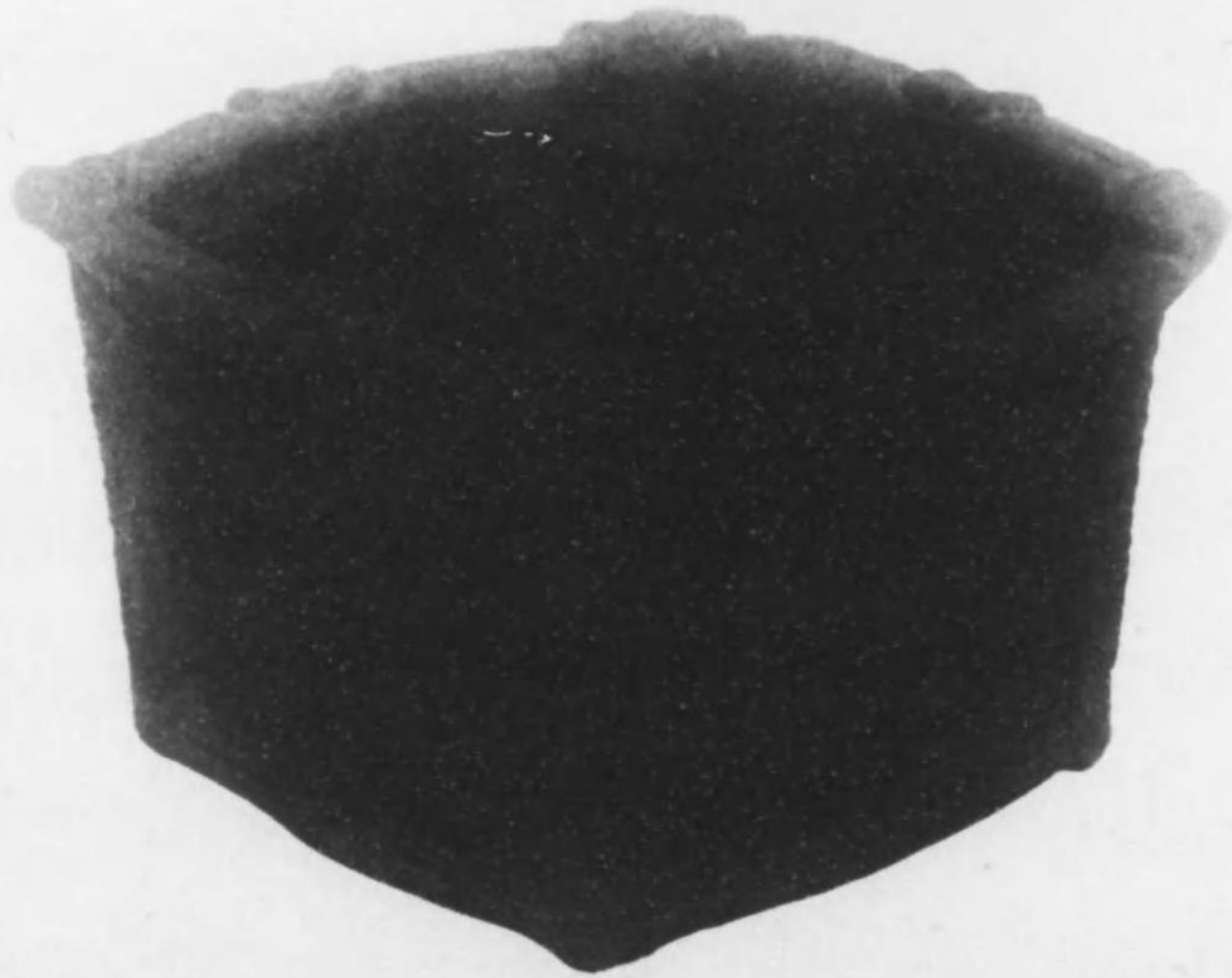
(4) 第八輯解説

圖版向つて左は、陸中國原澤部水澤發見のもの、高さ三寸五分、同じく口部を缺失せる壺形土器にして、縄文地はうすく、文様は口縁部に近く帯文にて施されたり。上下に各三線の圈文を引き、その間に渦文を並べ、斜行せる二線を以て變化を試みたり。

器土形方

(深野山金村山金町上野國越下)

71



(藏所氏三喜木鈴 京東)

器土器類全

(凡器類一類了大村岡部部部正内國典按)

72

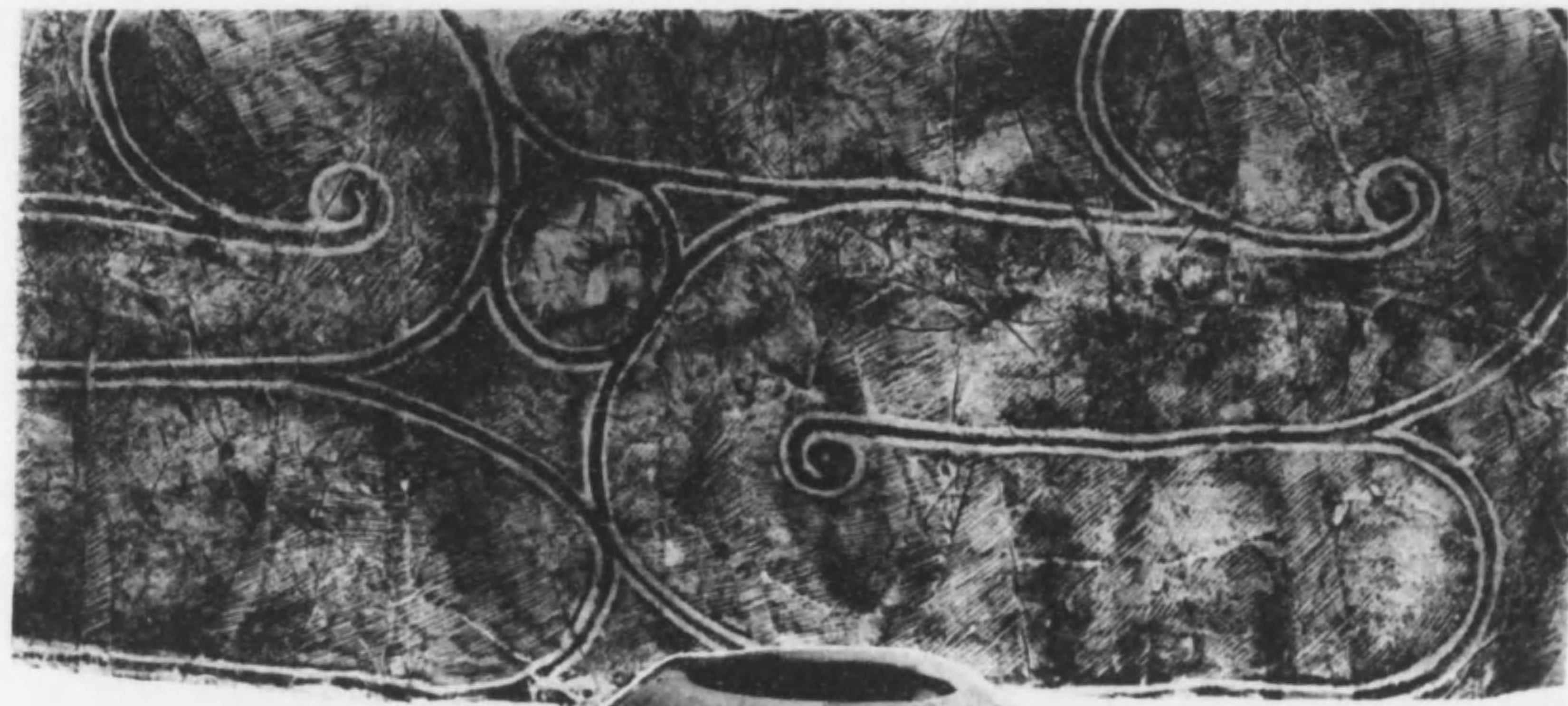


(藏所氏助之房原久 戸神)

器 土 形 象

(及與平・官村地谷新田・磯岡新田)

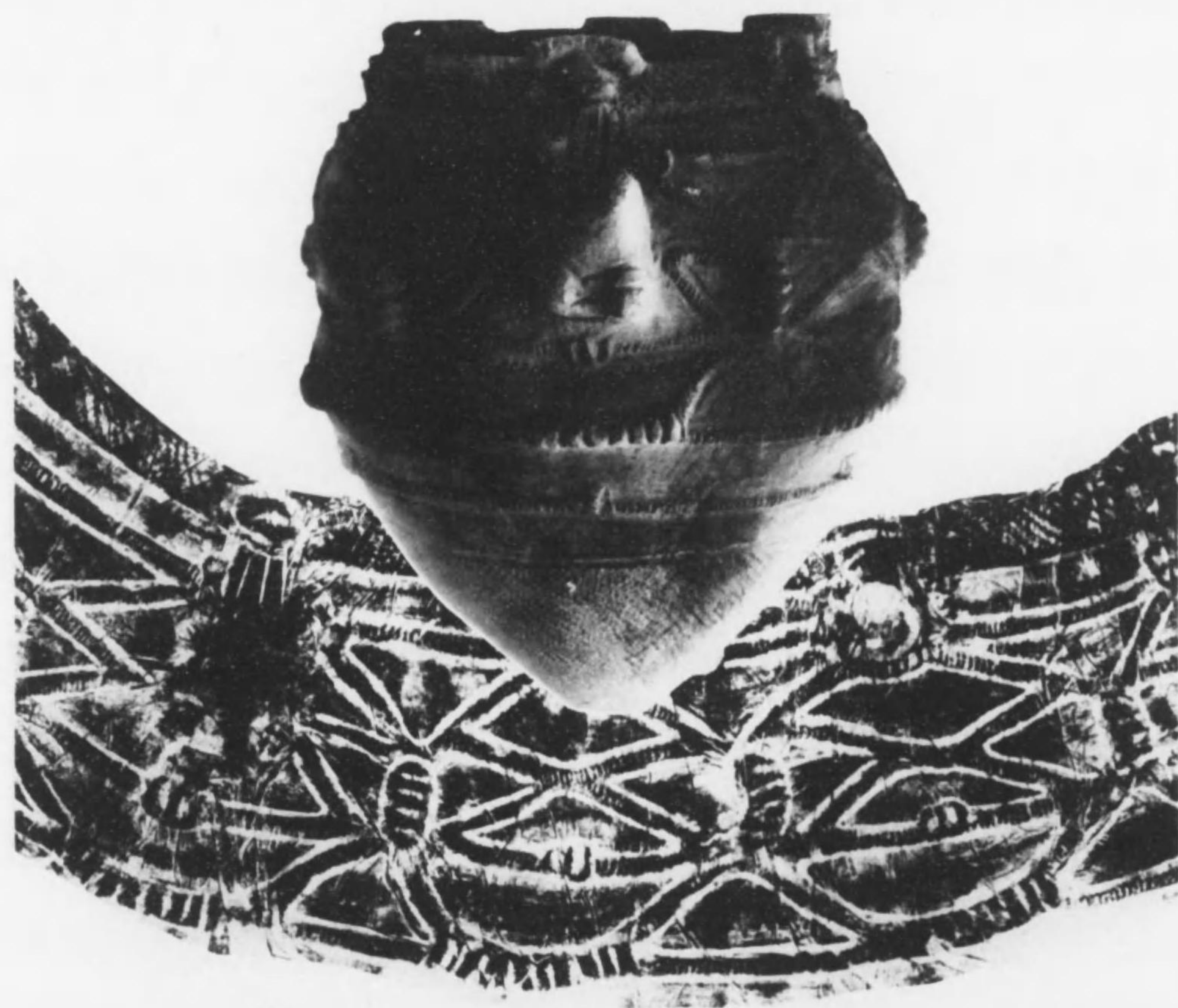
73



(藏所氏那大養福宮 南院)

器土甲獸上
(及骨中骨質人形物等類之)

74

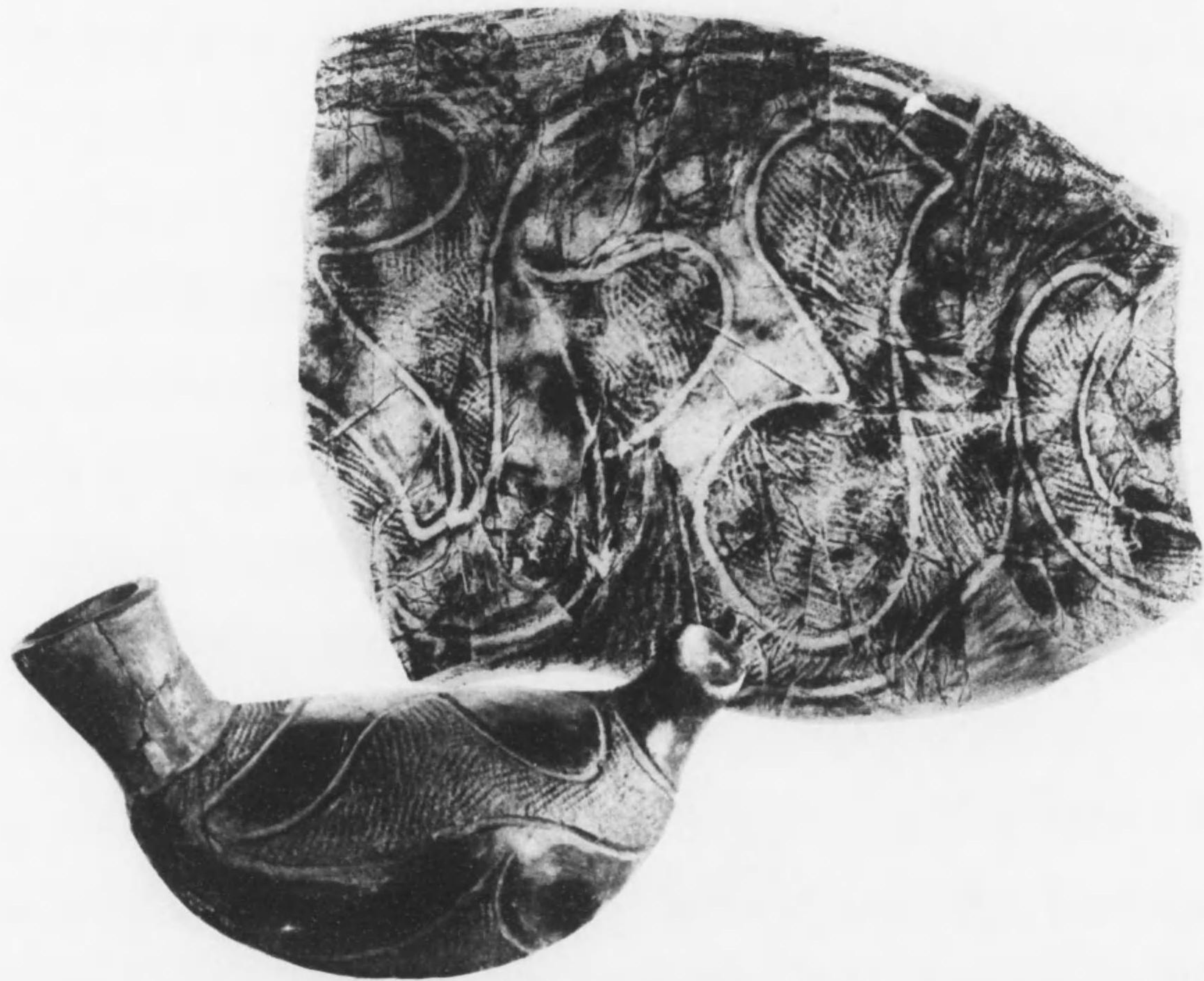


(圖式其男從澤中 京東)

器 土 形 鳥

(元世宗具四郎村具鳥器明國造等)

75

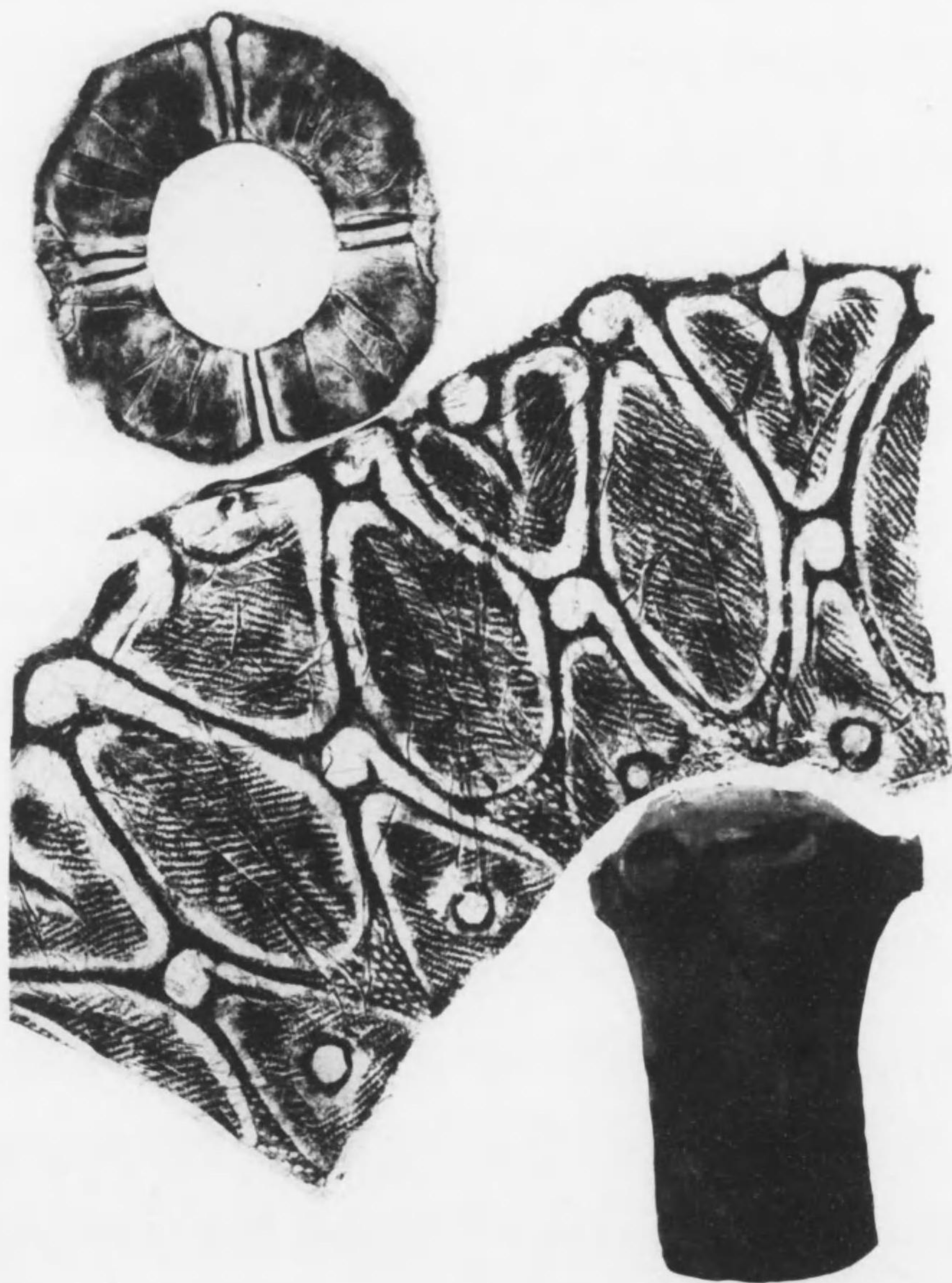


(藏所會濟茶格下 江五)

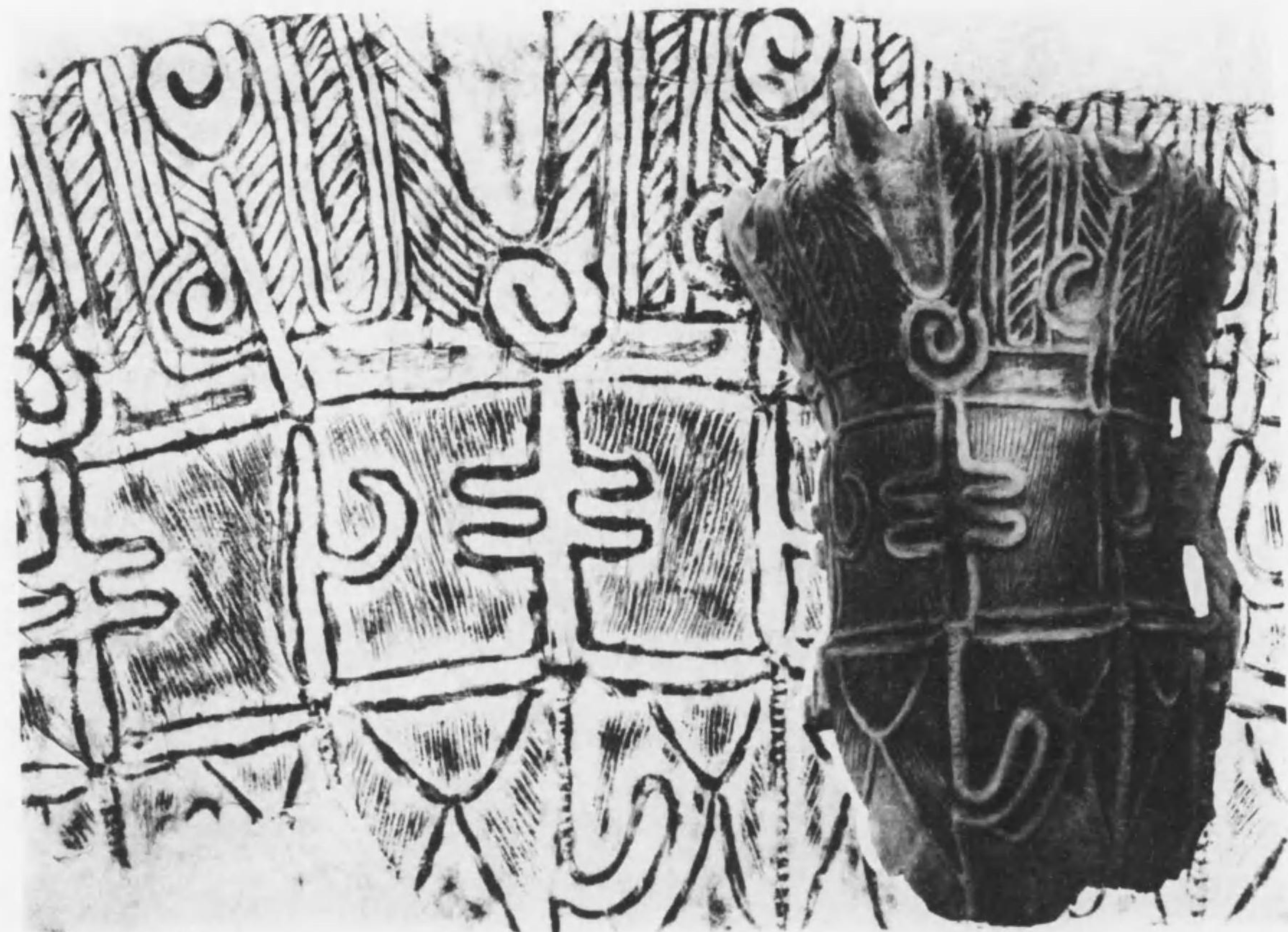
器 上 部 款
(北朝·北齐·北周·隋·唐·宋·元·明·清)



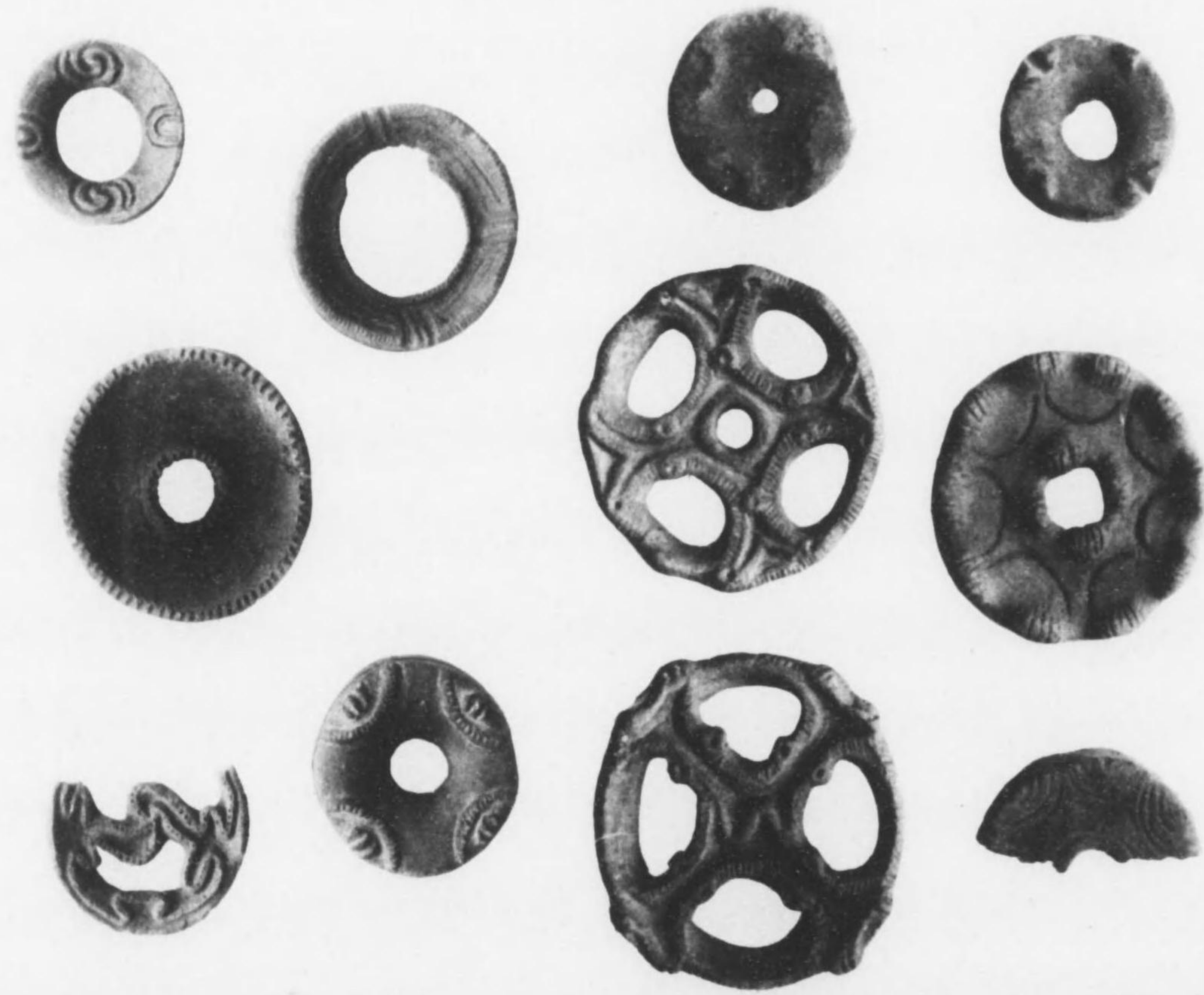
(藏所及物之器原大 尺餘)



(濰縣縣立博物館藏)



(西上参覽の馬)



(藏所兵庫真上 右)

(藏所會津也下 右)

器土形壹

(見會澤本館等經部中於在 同・色及繪在)



(藏所式一在由本 與大)

原始文様集刊行の趣旨

文様の研究は古代の文化を語るものとして極めて重要な地位を占むるのである。古代民族は彼等の思想をその文様藝術の上に如何に表現してゐたか、彼等の生んだ藝術は果して如何なるものであつたか、これらの検討はたしかに興味ある問題であらねばならぬ。而して歐米人も讚嘆して止まぬ我が文様の中に於ても、石器時代になつたものは一種の異彩を放つてゐる。嘗にそれが原始的な氣分に溢れてゐるといふだけではない。その手法に於ても原理に協ひ、組立に於いても現代人の到達し得た域に到達してゐるのに驚かされるであらう。隨てこれが研究は好事家の好奇心を満足させるのみではなく、其特色は必ずやよく現代の行き詰つた文様に清新にして該切なる刺戟と暗示を與へるであらう。

東京帝國大學教授文學博士鳥居龍藏氏及び東京帝室博物館歴史課長高橋健自氏は本圖集の編輯監督として其蘊蓄を傾注せらるゝのみならず、尙京都帝國大學教授文學博士濱田耕作氏も亦多大なる援助を與へらるゝが故に、本圖集はよく其完璧を期するを得、材料としては日本の隅々に亙つて其古代代表作を蒐集し、且これが實物の寫眞と文様の剖展とを掲げ、以て、手法の上に於いても組み立に於いても遺憾なき程度の紹介を試んとするものであつて、藝術並に文化の上に裨益すること多大なるべきは吾人の確信することである。

原始文様集刊行規定

- 第一款 本圖集は一定の組織に基き原始時代の石器、土器文様を系統的に蒐集して寫眞圖及拓本をコロタイプにて印刷するものとす
- 第二款 本圖集は每葉四六倍判大のコロタイプ四版給葉を以て壹冊を刊行す
- 第三款 本圖集は拾二冊を以て原始時代號の完結として大正十二年十一月より大正十三年十月迄を其刊行期間とす
- 第四款 本圖集は非賣品にして會員にのみ頒布するものとす
- 第五款 本圖集は毎冊解説書を添附す
本會々員たるんとする人々は所定の申込書に會費を期分又は第一回分を添へ其旨本會へ申込まるべし
但し諸官衙官公立學校圖書館等は會費後拂特別扱の請求に應ず
本會々費左の如し
- 第六款 登時納入 金拾六圓五拾錢
拾回納入 金壹圓五拾錢
送金は成るべく振替口座東京四一〇二四番へ拂込まるべし

不許複製

大正十三年九月二十日印刷
大正十三年九月廿五日發行

第八輯

編輯者 杉山壽榮男
發行兼印刷者 工藝美術研究會
右代表者 東京市平込區矢來町三番地 田村壯次郎
印刷所 東京市平込區矢來町三番地 大塚巧藝社

發行所 工藝美術研究會
振替東京四一〇二四番

終